提出された意見および意見に対する考え方について

九州運輸局　鉄道部　計画課

〇案件番号：155250820
〇案の公示日：令和７年８月１８日
〇公募案件名：平成筑豊鉄道株式会社の第二種鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請に関する意見募集について
〇意見募集期間：令和７年８月１８日～令和７年９月１日
〇提出意見数：３件

（次頁へ続く）

項番	提出された意見（原文ママ）（注）	意見に対する考え方
1		本申請については、鉄道事業法第 16 条第 2 項に基づいて収入と原価を審査し、上限運賃による総収入が総括原価を超えないことを確認のうえ認可しました。 いただいた意見につきましては申請者にお伝えしました。
	1.本件申請にかかる路線は、いわゆる観光路線であるにもかかわらず、敢えて運賃改定を行う理由はなにか。	1.について 申請者から寄せられた回答です。 門司港レトロ観光線におきましても、利用者数が伸び悩む中、最低賃金の上昇や設備の老朽化進行により修繕対応が増えたことによる人件費の増加、燃料価格上昇、運行における安全確保・サービス向上のための外注費の上昇などによる維持管理費が増え、今後も極めて厳しい経営状況が続くことが見込まれており、今後も事業を継続するためには運賃改定が必要と判断したためです。
	2.申請者の第１種鉄道事業路線（糸田線等）と同時の申請である理由はなぜか。	2.について 申請者から寄せられた回答です。 第１種鉄道事業（伊田・糸田・田川線）と第２種鉄道事業（門司港レトロ観光線）のいずれも維持管理費の増加等により厳しい経営状況にあり、会社全体として収支改善を図り鉄道事業運営を継続していくために同時期の申請を行うこととといたしました。
	3.「６．収入原価総括表」について (1)申請者の第 1 種鉄道事業路線との区分けはどうなっているか。原価及び配当所要額それぞれについて、示されたい。	3.(1)について 各事業専属（直接費）の運送費である人件費・修繕費・経費・諸税・減価償却費についてはその額を計上しております。 間接費は各事業の専属比率によって配賦しております。 一般管理費は営業経費比率にて配賦し運送費各費目に合算、支

	(2)平年度中 1 年目と 3 年目で収支率が大きく異なる理由はなにか。外的要因があれば示されたい。	払利息は固定資産比率、雑支出は営業経費比率、配当所要額のうち事業税（所得割）については営業収益比率を用いそれ以外の配当所要額は固定資産比率を適用しております。 3.(2)について 　令和８年度後期に車両全般検査が計画されており、予備車両が無いため当該期間中は全日運休となります。この影響により旅客運輸収入がほぼ半減しているため平年度１年目の収支率が悪化しております。

(注)提出された意見は読みやすいよう項目間に改行を追加しております

項番	提出された意見（原文ママ）	意見に対する考え方
2	観光路線としての観点から、高くなっても乗る人は多いと思うので、値上げするのは問題ないと考えます。あとこの申請とは直接関係ないのですが、同社の伊田線について、一部区間の単線化など、長期的な運行の維持のためのコストカットを検討してはいかがでしょうか。	本申請におおむね賛成の意見として承ります。 いただいた意見につきましては申請者にお伝えしました。 以下、申請者から寄せられた回答です。 運賃改定について貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。 設備の維持に当たっては、いただいた御意見を参考にさせていただきながら、経費を可能な限り抑えるよう努めてまいります。

項番	提出された意見（原文ママ）	意見に対する考え方
３	値上げをするにしてもやり方がある。以下は私の意見。 現行の運賃と改定案の運賃の間をとって新運賃は４００円にする。 ゴールデンウイークやお盆以外の金曜日も運行する日を増やす。 繁忙期は＋２００円、夕暮れトロッコは＋１００円を設定する。	本申請については、鉄道事業法第 16 条第 2 項に基づいて収入と原価を審査し、上限運賃による総収入が総括原価を超えないことを確認のうえ認可しました。 いただいた意見につきましては申請者にお伝えしました。 以下、申請者から寄せられた回答です。 貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。 運行日につきましては採算性を考慮して決定しております。